

事務連絡  
平成21年11月17日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

肝臓機能障害の追加に係る身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

9月17日に開催いたしました身体障害認定等に係る担当者会議におきまして、肝臓機能障害の追加に係る身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等の公布は11月中を目途としてお示ししておりましたが、現在のところ12月13日までを期間とするパブリックコメントを実施している段階となっています。したがいまして、これらは12月中を目途として公布する見通しとなりましたので、ご了知の上、施行準備を進めていただきますようお願ひいたします。

なお、認定事務に係る取扱いにつきまして、別紙のとおりとする予定ですので、併せてお知らせします。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

指導係 (本木・大久保・竹田)

電話 03-5253-1111 (内3029)

FAX 03-3502-0892



# (案)

障発第 号  
平成21年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

## 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について

身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準については、「身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について」（平成12年3月31日障第275号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）により取扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり取扱うこととし、平成22年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺憾なきよう願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

おって、「身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について」（平成12年3月31日障第275号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）は、廃止する。

### 記

- 1 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害の医療に關係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行わなければならない。
- 2 1に規定する医療に關係のある診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定される診療科とする。ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わな

い限り、引き続き標榜することが認められていることに留意する必要がある。

3 法第15条第2項の規定に従い、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が医師の指定に当たって地方社会福祉審議会の意見を聞く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。

- (1) 医籍登録日
- (2) 担当しようとする障害分野
- (3) 当該医師の職歴
- (4) 当該医師の主たる研究歴と業績
- (5) その他必要と認める事項

4 指定された医師は、担当する障害分野について、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する診断書を作成するものとする。

5 参考として、1に規定する医療に関する診療科名及び留意点を例示すると、概ね別紙のとおりである。

別紙

- (1) 視覚障害の医療に関係のある診療科名  
眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科  
注) 眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科  
注) 耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
- (3) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
- (5) そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
- (6) 肢体不自由の医療に関係のある診療科名  
整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
- (7) 心臓機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
- (9) 呼吸器機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に関係のある診療科名  
泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
- (11) 小腸機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、消化器内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科

(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に関する診療科名

内科、血液内科、感染症内科、外科、小児科、産婦人科

注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。

(13) 肝臓機能障害の医療に関する診療科名

内科、消化器内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、  
小児外科

「身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（案）」等に関する  
ご意見募集（パブリックコメント）実施要項

平成21年11月14日  
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課

今般、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正し、平成22年4月1日から施行することとしておりますので、下記の通り、ご意見を求めます。

記

1. ご意見募集期間

平成21年11月14日（土）から平成21年12月13日（日）まで

2. ご意見提出方法 下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課パブリックコメント担当 宛  
【※郵送の場合、平成21年12月13日（日）必着にてお願ひいたします。】

○ FAXの場合

03-3502-0892

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課パブリックコメント担当 宛

○ Eメールの場合

kaisei-sh@mhlw.go.jp

3. ご意見提出にあたっての注意事項

提出していただくご意見については、「身体障害者福祉法施行令等の改正」と明記の上、政令・省令・告示のいずれのご意見であるかを明示のうえ、日本語でご提出くださいますよう、お願ひいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらの事項については、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。（公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願ひいたします。）

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承下さい。

「身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（案）」について  
【概要】

1. 改正法令

- ・身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）
- ・公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）
- ・戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）

2. 改正案の概要

①身体障害者福祉法施行令の一部改正

「肝機能障害の評価に関する検討会」の報告書を受けて、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）が定める身体障害者手帳の交付対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加する。

②公職選挙法施行令の一部改正

①に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）が定める選挙の際に郵便等による投票を行うことができる身体障害者及び戦傷病者の範囲に「一定程度の肝臓の障害がある者」を追加する。

③障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正

①に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）が定める障害者雇用義務の対象等となる身体障害者の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加する。

④戦傷病者特別援護法施行令の一部改正

①に伴い、戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）が定める戦傷病者特別援護法に基づく更生医療の給付及び補装具が支給される身体障害の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加する。

3. 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

## 「身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）」について 【概要】

### 1. 改正法令

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）
- ・障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）

### 2. 改正案の概要

#### ①身体障害者福祉法施行規則の一部改正

「肝機能障害の評価に関する検討会」の報告書を受けて、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）において、身体障害者手帳の交付対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」が追加されることに伴い、「肝臓の機能の障害」の障害程度等級（1～4 級）を規定するもの。

- ・1 級：肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
- ・2 級：肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
- ・3 級：肝臓機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
- ・4 級：肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### ②障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）において、障害者雇用率制度の対象等となる身体障害者の範囲に「肝臓の機能の障害」が追加されることに伴い、障害者雇用率制度においてダブルカウント（※）の対象となる重度身体障害者等の範囲及び重度障害者等通勤対策助成金等の対象となる身体障害者等の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加するもの。

（※）重度身体障害者等を雇用している場合に、その一人をもって二人分と算定する。

#### ③障害者自立支援法施行規則の一部改正

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療）の対象となる身体障害の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加するもの。

### 3. 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

「障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）」等について  
【概要】

1. 改正法令

- ・障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第158号）
- ・障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）
- ・児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第557号）

2. 改正案の概要

- ①障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正

障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関し、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が生ずる場合（いわゆる「重度かつ継続」）に該当する者（以下「高額治療継続者」という。）には、月額の利用者負担上限を設定し、上限を超えた場合には当該超えた部分について自立支援医療費を支給することとされているが、この高額治療継続者に「肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）」を有する者を追加する。

- ②障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援及び児童福祉法に基づく指定施設支援について、3以上の障害を有する障害者（以下「重複障害者」という。）に対し、人員を多く配置した場合や支援を行った場合に報酬単価に加算されることとされているが、この重複障害者の障害の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加する。

3. 適用日

平成22年4月1日